

高齢者の権利を守るために

日常生活自立支援事業

認知症等で判断能力が不十分な高齢者に対し、介護サービス等を利用するためのお手伝いや日常的な金銭管理等を行うことで、地域で自立した生活を送ることを支援するものです。

対象者

認知症等で判断能力が不十分となり、介護サービスの利用等や、ふだん使うお金の管理が一人の判断で適切に行うことが困難な人。(ただし、この事業の内容や契約内容について、相応の理解力を有していると認められることが必要です。)



サービスの内容

- 介護サービス等の利用援助サービス
介護サービス等の利用(中止)や利用料支払いなどの手続き
 - 日常的な金銭管理サービス
年金受領や税金等支払い、預貯金の預け入れ(払い戻し)などの手続き
 - 書類等の預かりサービス
年金証書、預貯金通帳、実印、銀行印、保険証書など
- ※利用にあたっては、担当の専門員が調査等を行い、具体的な支援計画の作成、契約書を取り交わした後、生活支援員が必要なサービスを提供していきます。

利用料

- 専門員、生活支援員の派遣によるサービス…1,100円(1時間あたり)
- 書類などの預かりサービス…金融機関の貸金庫利用の場合 500円(1か月)

問い合わせ先

社会福祉協議会



成年後見制度

認知症高齢者など判断能力が不十分な人を保護、支援するために、家庭裁判所が後見人等を選任し、選任された後見人等が財産管理や身上監護（介護サービス利用など生活に配慮すること）についての契約等の法律行為を本人に代わって行います。

後見等の種類		対象となる人	手続先
法定後見	後見	認知症等により判断能力を欠くのが通常の状態にある人	対象となる人の居住地の家庭裁判所
	保佐	認知症等により判断能力が著しく不十分な人	
	補助	認知症等により判断能力が不十分な人	
任意後見	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が結んでいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助します。（家庭裁判所が任意後見監督人を選任後）	公証役場
	契約の手続き	本人と任意後見受任者とで公正証書により契約を締結し、公証人が任意後見登記の嘱託をします。	

※後見等の申立ては、原則本人、配偶者、四親等以内の親族が行いますが、身寄りのない人など親族による申立てが困難な人は、市長が代わって後見等の申立てを行うこともできます。
 ※申立て費用については申立て人の財産から、後見人等に対する報酬については原則本人の財産から支払われることとなります。

問い合わせ先

社会福祉協議会、担当地域包括支援センター、高齢福祉課

法定後見に関しては

水戸家庭裁判所 ☎029-224-8513

任意後見に関しては

水戸合同公証役場 ☎029-221-8758

